

令和5年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画書（案）に対する宮城県環境審議会からのご意見への対応

No.	意見	発言 委員	対応内容
1	測定箇所、検査項目等は例年とほぼ同じものとおもわれます。それらの項目数は良好な環境保全にとって十分なものなのでしょうか。それとも理想ではもっと増やしたいが予算（人手、手間時間等を含む）によって制約を受けているものなのでしょうか。	香野 委員	<p>水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準に基づき、過去に測定し蓄積した測定データから、必要性を総合的に判断し測定計画を定めており、項目数は良好な環境保全にとって十分なものと考えています。</p> <p>例えば過去に超過している地点は、他に比べて測定回数を増やして測定しており、過去に検出していない地点については現状維持ないし測定回数を減らして測定しています。</p>
2	湖沼の測定箇所が2か所（岩堂沢ダム&二ツ石ダム）増えています。なぜでしょうか。	香野 委員	<p>環境省において行われた令和3年度の全国水質調査結果を基に、リンの排水規制のかかる湖沼の見直しが行われており、本県では湖沼3地点の追加が告示されることとなっています（宿の沢ダム・岩堂沢ダム・二ツ石ダム貯水池）。</p> <p>そのうち宿の沢ダムについては宿の沢ため池という名前で測定計画に入れ測定してきているため、残りの2地点について追加しました。</p>
3	湖沼のなかで、健康項目を検査するダムの変更があります。伊豆沼、長沼は重要な湖沼なので毎年検査し、その他は1年ごとに変更することとしているのでしょうか。海域①でも同じことで、健康項目を検査する海域が変わっていますが、いかがでしょうか。	香野 委員	<p>公共用水域（河川・湖沼・海域）の健康項目については、水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準に基づき、長年検出されていない測定地点は3年ごとに測定することとしています。湖沼のうち伊豆沼と長沼はCODが環境基準を継続して超過していること等から重要な地点として毎年健康項目を測定しています。</p>